
規 則

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 号

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条中第113号を第137号とし、第78号から第112号までを24号ずつ繰り下げ、第77号を第100号とし、同号の次に次の1号を加える。

(101) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第17条第76号を同条第96号とし、同号の次に次の3号を加える。

(97) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(98) 認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。

(99) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第17条中第75号を第95号とし、第74号を第94号とし、第73号を第92号とし、同号の次に次の1条を加える。

(93) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第17条第72号を同条第90号とし、同号の次に次の1号を加える。

(91) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第17条第71号を同条第89号とし、同条第70号を同条第86号とし、同号の次に次の2号を加える。

(87) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(88) 認定保護管理事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第17条中第69号を第85号とし、第65号から第68号までを16号ずつ繰り下げ、第64号を第78号とし、同号の次に次の2号を加える。

(79) 認定保護増殖事業等の実施のために条例第20条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

(80) 認定保護管理事業等の実施のために条例第20条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第17条中第63号を第77号とし、第53号から第62号までを14号ずつ繰り下げ、第52号を第63号とし、同号の次に次の3号を加える。

(64) 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(65) 認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(66) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第17条第51号を同条第62号とし、同条第37号から同条第50号までを11号ずつ繰り下げ、同条第36号中「(平成17年高知県条例第78号)」を削り、同号を同条第47号とし、同条第35号を同条第46号とし、同条第26号から同条第34号までを11号ずつ繰り下げ、同条第25号中「(平成16年法律第78号)」を削り、同号を同条第36号とし、同条第24号を同条第33号とし、同号の次に次の2号を加える。

(34) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(35) 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第17条中第23号を第32号とし、第19号から第22号までを9号ずつ繰り下げ、第18号を第19号とし、同号の次に次の8号を加える。

(20) 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)

(21) 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

(22) 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

- (23) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込み口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
- (24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。
- (25) 高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第28条第1項に規定する認定保護管理事業等（以下この条において「認定保護管理事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。
- (26) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。
- (27) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

第17条第17号の次に次の1号を加える。

- (18) 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第22条第1号中「第18号まで、第44号から第52号まで、第80号又は第81号」を「第27号まで、第55号から第66号まで、第104号又は第105号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則